

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体

御 中
← 厚生労働省 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営
を図るための健康保険法等の一部を改正
する法律」の一部の施行について（通知）
計 73 枚（本紙を除く）

Vol.877

令和2年 10 月 1 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948)

FAX : 03-3595-4010

老 発 1 0 0 1 第 2 号
保 発 1 0 0 1 第 1 号
令 和 2 年 10 月 1 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

殿

厚生労働省老健局長
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）については、令和元年5月22日に公布され、その一部が本日施行されたところです。

また、当該施行に伴い、関係法令等として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和2年政令第299号。以下「改正政令」という。）、
「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第162号。以下「改正省令」という。）、
「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針及び介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を廃止する告示」（令和2年厚生労働省告示第333号。以下「廃止告示」とい

う。）、「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第336号。以下「食事療養標準負担額等告示」という。）及び「健康保険法第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報」（令和2年厚生労働省告示第338号。以下「情報告示」という。）が令和2年9月30日に公布又は告示され、一部の規定を除き、いずれも本日から施行又は適用されたところです。

本日施行又は適用された改正法及び関係法令等の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正法の主な内容

1 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）の一部改正（改正法第1条関係）関係

（1）療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査に関する事項（第77条第2項及び第3項関係）

ア 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であって厚生労働省令で定めるものに関する療養の給付に要する費用の額の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

イ アの病院は、アの調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（以下「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

（2）医療の費用の状況等に関する情報の提供に関する仕組みの創設に関する事項

ア 国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供（第150条の2関係）

（ア） 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報（診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（イにおいて「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の①から③まで

に掲げる者であって、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次の①から③まで定めるものを行うものに提供することができるものとする。

- ① 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ② 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- ③ 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

(イ) 厚生労働大臣は、(ア)により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならないものとする。

イ 照合等の禁止（第 150 条の 3 関係）

ア (ア)により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名診療等関連情報利用者」という。）は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するために、当該診療等関連情報から削除された記述等若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならないものとする。

ウ 匿名診療等関連情報の消去（第 150 条の 4 関係）

匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならないものとする。

エ 匿名診療等関連情報の安全管理措置（第 150 条の 5 関係）

匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。

オ 匿名診療等関連情報利用者等の義務（第 150 条の 6 関係）

匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であった者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関

連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

カ 立入検査等（第 150 条の 7 関係）

厚生労働大臣は、施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下このカ及びキにおいて同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報の事務所その他の事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

キ 厚生労働大臣による是正命令（第 150 条の 8 関係）

厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が（２）イからオまでの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

ク 支払基金等への委託（第 150 条の 9 関係）

厚生労働大臣は、（１）アに掲げる療養の給付に要する費用の額の定めに関する調査及びア（ア）に掲げる匿名診療等関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者（以下「支払基金等」という。）に委託することができるものとする。

ケ 手数料（第 150 条の 10 関係）

（ア） 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（クにより厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等がア（ア）による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならないものとする。

（イ） 厚生労働大臣は、（ア）の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

（ウ） （ア）により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とするものとする。

コ 罰則（第 207 条の 3、第 213 条の 2 及び第 213 条の 3 関係）

（ア） 次のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

また、この罪は、日本国外においてこの罪を犯した者にも適用するものとする。

① オに違反して、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

② キによる命令に違反した者

(イ) カによる報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はカによる当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはカによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処するものとする。

(3) その他所要の改正を行うこと。

2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）の一部改正（改正法第 4 条関係）関係

(1) 医療の費用の状況等に関する情報の提供に関する仕組みの創設について、1 (2) に準じた改正を行うこと。（第 16 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 16 条の 3 から第 17 条の 2 まで、第 167 条の 2、第 168 条第 3 項並びに第 169 条の 2 関係）

(2) 医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析に関する仕組みの創設に関する事項（第 16 条の 2 第 2 項関係）

厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報（医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報（介護保険法第に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。

(3) その他所要の改正を行うこと。

3 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正（改正法第 12 条関係）

(1) 医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設について、1 (2) 及び 2 (2) に準じた改正を

行うこと。(第 118 条の 3 から第 118 条の 11 まで、第 205 条の 3、第 206 条の 2 第 4 号及び第 210 条の 2 関係)

(2) その他所要の改正を行うこと。

第 2 改正政令の主な内容

1 健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。)の一部改正(改正政令第 1 条関係)関係

(1) 手数料の額等に関する事項(第 44 条の 2 関係)

ア 第 1 の 1 (2) ケ (ア) により匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報の提供に要する時間一時間までごとに 4,250 円とすること。

イ アの手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならないものとする。ただし、第 1 の 1 (2) ケ (ア) により支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りではないものとする。

(2) 手数料の免除に関する事項(第 44 条の 3 関係)

ア 第 1 の 1 (2) ケ (イ) の政令で定める者は、次のとおりとすること。

(ア) 都道府県その他の第 1 の 1 (2) ア (ア) ①に掲げる者

(イ) 第 1 の 1 (2) ア (ア) ②又は③に掲げる者のうち、それぞれ第 1 の 1 (2) ア (ア) ②又は③に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 232 条の 2(同法第 283 条第 1 項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)第 16 条第 3 号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。)を行う者

(ウ) 第 1 の 1 (2) ア (ア) ②又は③に掲げる者のうち、(ア)に掲げる者から第 1 の 1 (2) ア (ア) ①に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。)を受けた者又は(イ)に掲げる者から(イ)の業務の委託を受けた者

(エ) (ア) から(ウ)までに掲げる者のみにより構成されている団体

イ 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者がア (ア) から(エ)

までに掲げる者のいずれかである場合には、第 1 の 1 (2) ケ (ア) の手数料を免除するものとする。

ウ イによる手数料の免除を受けようとする匿名診療等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（第 1 の 1 (2) クにより厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第 1 の 1 (2) ア (ア) の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならないものとする。

(3) その他所要の改正を行うこと。

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正（改正政令第 2 条関係）関係

(1) 手数料の額等及び手数料の免除について、匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額は、匿名医療保険等関連情報の提供に要する時間一時間までごとに 6,100 円とすることのほか、1 (1) 及び (2) に準じた改正を行うこと。（第 1 条及び第 1 条の 2 関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

3 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正（改正政令第 4 条関係）関係

(1) 手数料の額等及び手数料の免除について、匿名介護保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額は、匿名介護保険等関連情報の提供に要する時間一時間までごとに 5,900 円とすることのほか、1 (1) 及び (2) に準じた改正を行うこと。（第 37 条の 17 及び第 37 条の 18 関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

4 関係政令の一部改正（改正政令第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条関係）関係

改正法により、被保険者証の提出に係る規定が改正されるとともに、被保険者記号・番号の定義等の規定が新設されたことに伴い、以下の政令について所要の規定の整備を行うこととしたこと。

- ・高確令
- ・国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）
- ・社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和 28 年政令第 190 号）
- ・住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）

5 施行期日

改正政令は、令和2年10月1日から施行するものとする。 (改正政令附則関係)

第3 改正省令の主な内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）関係

（1）療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査の対象となる病院に関する事項（第56条の3関係）

第1の1（1）アの厚生労働省令で定める病院を次のとおり定めるとすること。

ア 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院

イ その他厚生労働大臣が必要と認める病院

（2）匿名診療等関連情報に関する事項（第155条の2及び第155条の3関係）

ア 第1の1（2）ア（ア）の厚生労働省令で定める者を以下のとおりとすること。

（ア） 高確法第7条第4項に規定する加入者及び高確法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者並びにこれに準ずる者

（イ） （ア）に掲げる者を診察した医師又は歯科医師

イ 第1の1（2）ア（ア）の厚生労働省令で定める匿名診療等関連情報の作成の方法に関する基準を以下のとおりとすること。

（ア） 診療等関連情報に含まれるア（ア）及び（イ）に掲げる者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（イ） 診療等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（ウ） 診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により

当該診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。).

(エ) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。).

(オ) (ア) から(エ) までに掲げる措置のほか、診療等関連情報に含まれる記述等と当該診療等関連情報を含む診療等関連情報データベース(診療等関連情報を含む情報の集合物であって、特定の診療等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成する他の診療等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該診療等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(3) 匿名診療等関連情報の提供に係る手続等に関する事項(第 155 条の4 関係)

ア 匿名診療等関連情報の提供を受けようとする第 1 の 1 (2) ア(ア) ①から③までに掲げる者(当該提供を受けようとする者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次の(ア) から(シ) までに掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしなければならないものとする。

(ア) 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く。)又は地方公共団体をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

- ① 当該公的機関の名称
- ② 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

(イ) 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

- ① 当該法人等の名称及び住所
- ② 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

(ウ) 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

- ① 当該個人の氏名、生年月日及び住所

- ② 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- (エ) 提供申出者が(ア)から(ウ)に掲げる者以外の者であるときは、当該者を公的機関とみなし、(ア)に掲げる事項
- (オ) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
 - ① 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - ② 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- (カ) 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- (キ) 当該匿名診療等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名診療等関連情報を特定するために必要な事項
- (ク) 当該匿名診療等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- (ケ) 当該匿名診療等関連情報の利用目的
- (コ) 当該匿名診療等関連情報の情報量が、(ケ)の利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- (サ) 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が(6)イ(ア)①から③までに掲げる者に該当しない旨
- (シ) (ア)から(サ)までに掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次の①から⑧までに定める事項
 - ① 次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに掲げる事項
 - (i) 提供申出者が公的機関である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
 - (ii) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨
 - (iii) 提供申出者が(4)に掲げる者である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が(5)の業務に

資する目的である旨

- ② 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ③ 当該匿名診療等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名診療等関連情報を利用して作成する成果物の内容
- ④ 当該業務の成果物を公表する方法
- ⑤ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ⑥ (6) の措置として講ずる内容
- ⑦ 当該匿名診療等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

イ 提供申出者は、アの申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(ア) 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(イ) 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前 6 月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

- (ウ) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- ウ 厚生労働大臣は、アにより提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができるものとする。
- エ 厚生労働大臣は、アによる申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名診療等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。
- オ エの通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名診療等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
- カ 提供申出者は、アの規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならないものとする。
- (4) 匿名診療等関連情報の提供申出者の範囲等に関する事項（第 155 条の 5 関係）
- 第 1 の 1 (2) ア (ア) ③の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する補助金等、地方自治法第 232 条の 2（同法第 283 条第 1 項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 16 条第 3 号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて（5）に定める業務を行う個人（以下「民間事業者等」という。）であって、次のアからオまでのいずれにも該当しないものとする。
- ア 健保法、高確法、介護保険法、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しな

い者（以下「暴力団員等」という。）

ウ 法人等であつて、その役員のうちにあ又はイのいずれかに該当する者がある者

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報をいう。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（５） 匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に関する事項（第 155 条の 6 関係）

第 1 の 1 （２）ア（ア）③の厚生労働省令で定める業務は、アからオまでに掲げるものとする。

ア 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

（ア） 匿名診療等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

（イ） 匿名診療等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

（ウ） 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

（エ） （６）に規定する措置が講じられていること。

イ 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

（ア） 匿名診療等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

（イ） 匿名診療等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

（ウ） ア（ウ）及び（エ）に掲げる要件に該当すること。

ウ 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

（ア） 匿名診療等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断

及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

(イ) 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

(ウ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる要件に該当すること。

エ 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

(ア) 匿名診療等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

(イ) 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

(ウ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる要件に該当すること。

オ 国民保健の向上に資する業務であってアからエまでに掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

(ア) 匿名診療等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

(イ) 匿名診療等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

(ウ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる要件に該当すること。

(6) 安全管理措置に関する事項(第155条の7関係)

第1の1(2)エの厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とするものとする。

ア 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

(ア) 匿名診療等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(イ) 匿名診療等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(ウ) 匿名診療等関連情報に係る管理簿を整備すること。

(エ) 匿名診療等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(オ) 匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

イ 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

(ア) 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

- ① 健保法、高確法、介護保険法、統計法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ② 暴力団員等
- ③ 匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
- (イ) 匿名診療等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- ウ 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
 - (ア) 匿名診療等関連情報を取り扱う区域を特定すること。
 - (イ) 匿名診療等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
 - (ウ) 匿名診療等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
 - (エ) 匿名診療等関連情報を削除し、又は匿名診療等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- エ 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
 - (ア) 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名診療等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - (イ) 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
 - (ウ) 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- オ 次に掲げるその他の安全管理に関する措置
 - (ア) 匿名診療等関連情報の取扱いに関する業務を委託するとき

は、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

(イ) (ア) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(ウ) 匿名診療等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名診療等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

(7) 手数料に関する手続に関する事項（第 155 条の 8 から第 155 条の 10 まで関係）

ア 厚生労働大臣は、第 1 の 1 (2) ア (ア) の規定により匿名診療等関連情報を提供するときは、匿名診療等関連情報利用者に対し、当該匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料（第 1 の 1 (2) ケの手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

イ アの通知を受けた匿名診療等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならないものとする。

ウ 第 2 の 1 (1) イの厚生労働省令で定める書面は、次の (ア) から (ウ) までに掲げる事項を記載した手数料納付書とすること。

(ア) 手数料の額

(イ) 手数料の納付期限

(ウ) その他必要な事項

エ 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者から第 2 の 1 (2) ウの書面の提出を受けたときは、第 2 の 1 (2) イによる手数料の免除の可否を決定し、当該匿名診療等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

(8) 被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る規定の一部改正（第 156 条の 2 第 2 項関係）

健保法第 194 条の 2 第 2 項では、厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととされており、当該厚生労働省令で定める場合を健保則第 156 条の 2 第 2 項で定めているところ、同項第 8 号ハの規定について、民間事業者等のうち (4) のアからエまでのいずれにも該当しないものが医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用す

るために行うものを除く。)を行う場合と改めること。

また、これに伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和2年9月25日付け保発0925第1号及び保発0925第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙2の8の項目中「民間事業者」を「民間事業者等のうち第155条の5第1号から第4号までのいずれにも該当しないもの」に改めること。

(9) その他所要の改正を行うこと。

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)の一部改正(改正省令第3条関係)関係

(1) 都道府県知事に対する医療保険等関連情報の提供に関する事項(第5条の2関係)

厚生労働大臣は、都道府県知事から、都道府県医療費適正化計画の作成、都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施又は都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、高確法第9条第9項又は第15条第1項に規定する協力を求められた場合であって、医療保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該医療保険等関連情報を都道府県知事に提供することができる旨を明確化すること。

(2) 匿名医療保険等関連情報に係る規定について、1に準じた改正を行うこと。(第5条の3から第5条の7まで及び第5条の9から第5条の12まで関係)

(3) 匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報に関する事項(第5条の5第3項及び第5条の8関係)

ア 第1の2(2)の厚生労働省令で定める情報は匿名介護保険等関連情報とするものとする。

イ 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報をアの情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、匿名医療保険等関連情報の提供の申出のほか、匿名介護保険等関連情報の提供の申出をしなければならないものとする。

(4) 被保険者番号等の告知要求制限に係る規定について、1(8)に準じた改正を行うこと。(第118条の3第2項関係)

(5) その他所要の改正を行うこと。

3 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正(改正省令

第5条関係) 関係

- (1) 匿名介護保険等関連情報に係る規定について、2に準じた改正を行うこと。(第140条の72の6から第140条の72の16)
- (2) その他所要の改正を行うこと。

4 関係省令について、所要の改正を行うものとする。(改正省令第7条・第8条関係)

船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)及び国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)において、被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る規定について、1(8)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行規則第188条の2第2項・国民健康保険法施行規則第44条の2第2項関係)

5 施行期日

本通知に掲げる改正省令における改正事項は、令和2年10月1日から施行するものとする。

第4 廃止告示の内容等

「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」(平成22年厚生労働省告示第424号)及び「介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第240号)において定められている事項等は、改正法の一部の施行等に伴い、改正法及び施行行政省令に位置付けられることとなることから、これらの指針を廃止する告示を令和2年10月1日から適用するものとする。

第5 食事療養標準負担額等告示の内容

1 告示の内容

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第161号)の施行により、市町村若しくは国民健康保険組合又は後記高齢者医療広域連合は、限度額適用・標準負担額減額認定を行うに当たって、被保険者による申請を要さないこととなることに伴い、「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成8年厚生省告示第203号)及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成19年厚生労働省告示第395号)の一部について所要の改正を行う。

具体的には、国民健康保険及び後記高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養費標準負担額のうち食費に係る額が 160 円となる者について、被保険者記号・番号（後記高齢者医療の被保険者にあつては被保険者番号。）、氏名及び個人番号並びに入院日数を記載した届書を提出した者であつて、当該届書を提出した月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日を超えるものとした。

2 適用期日

食事療養標準負担額等告示は、令和 2 年 10 月 1 日から適用するものとする。

第 6 情報告示の内容

1 告示の内容

第 1 の 1 （１）イの厚生労働大臣が定める情報は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 93 号）第 5 項第 3 号イに規定する当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査により得られた情報とするものとする。

2 適用期日

情報告示は、令和 2 年 10 月 1 日から適用するものとする。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条」の下に「第百五十条の十」を加える。

第三条第七項中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第七十七条の見出しを「療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第百五十条に見出しとして「保健事業及び福祉事業」を付し、同条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改め、第六章中同条の次に次の九条を加える。

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報(診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。))を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するために、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であつた者は、匿名診療等関連情報の利用に關して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。))に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(基金等への委託)

第百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。

第二百七条の二の次に次の一条を加える。
第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百五十六条の六の規定に違反して、匿名診療等関連情報報の利用に關して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

第二百五十條の八の規定による命令に違反した者

第三百三十三條の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第一百五十條の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若し

くは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百十三條の二の次に次の一條を加える。

第二百三十三條の三 第二百七條の三の罪は、日本国外において同條の罪を犯した者にも適用する。
第二百三十四條第一項中「關して」の下に、「第二百七條の三」を加え、「前條」を「第二百三十三條の二」に改める。

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第三条に次の三項を加える。

この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が健康保険事業において保険者を識別するための番号として、保険者ごとに定めるものをいう。

12 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、保険者が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病

院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明

書をいう。)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指

定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第六十三条第三項中「から」の下に「電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を」を加える。

第八十五条第一項中「以下この条において同じ」を削り、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加え、同条第五項中「が第六十三条第三項第一号」を「特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。」が第六十三条第三項第一号」に改める。

第八十五条の二第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加える。

第八十六条第一項中「第六十三條第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）を「保険医療機関等」に改め、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加える。

第八十八条第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第百五十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の第二項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百十八条の第三項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる。

第百九十四条の次に次の二条を加える。

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第百九十四条の二 厚生労働大臣 保険者 保険医療機関等 指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下ここの条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者

(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者

も、その者又はその者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めているならならぬ。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、

雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求める上き。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータペー

ス(その他の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データバースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると

認めるときはその必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の四第一項第三号中「支給」の下に「、第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第二百五条の五 国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第二百七条の三の次に次の一条を加える。

第二百七条の四 第九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百十三條の三を第二百十三條の四とし、第二百十三條の二の次に次の一条を加える。

第二百十三條の三 正当な理由がなくて第九十四条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員への質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十四條第一項中「、第二百八條又は」を「から第二百八條まで」に改め、「第二百十三條の二」の下に「又は第二百十三條の三」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第三條 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健事業（第二百二十五条）」を「高齢者保健事業（第二百二十五条―第二百二十五条の四）」に、「保健事業等に関する援助等」を「高齢者保健事業等に関する援助等」に改める。

第二百四條第三項中「保健事業」を「第二百二十五條第一項に規定する高齢者保健事業及び同条第五項に規定する事業」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 高齢者保健事業

第二百二十五条に見出しとして「（高齢者保健事業）」を付し、同条第一項中「事業」の下に「（以下「高齢者保健事業」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事業」を「高齢者保健事業」に改め、同条第三項中「第一項に規定する事業」を「高齢者保健事業」に改め、「介護保険法第一百五條の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行う」を削り、図るものとする。一を「図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「国民健康保険法事業」という。）及び介護保険法第一百五條の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「地域支援事業」という。）と一体的に実施するものとする」に改め、同条第六項中「前項」を「第六項」に改め、「健康診査等指針」の下に「、国民健康保険法第八十二条第九項に規定する指針」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業」を「高齢者保健事業」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関する事項

三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する事項

四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項

第二百二十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第二百九十一条の七に規定する広域計画（次条第一項において「広域計画」という。）に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。

第四章第五節中第二百二十五条の次に次の三条を加える。

(高齢者保健事業の市町村への委託)

第二百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、

高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険法及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

2 前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であった者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

第二百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

2 市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

3 前二項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

4 前条第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。

（高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託）
第百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業

を適切かつ確実に実施することができることと認められる関係機関又は関係団体（都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。）に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他の高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

2 第百二十五条の二第二項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができることと認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他の高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

3 第一項前段又は前項前段の規定により委託を受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第四章第八節の節名を次のように改める。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

第百三十一条の見出しを「（高齢者保健事業等に関する援助等）」に改め、同条中「指定法人」を「国保連合会及び指定法人」に、「第百二十五条第一項及び第四項」を「高齢者保健事業及び第百二十五条第五項」に、「保健事業等」を「高齢者保健事業」に改め、「後期高齢者医療広域連合間」の下に「（国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）」を、「提供」の下に、「高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価」を加える。

第百三十二条中「指定法人」を「国保連合会及び指定法人」に改める。
第百五十八条中「保健事業」を「高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業」に改める。

第百六十条の二中「日とする」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。
2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法（国民健康保険法を除く。）との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であっても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

第百六十五条の二第二項第一号中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。
第百六十七条第一項中「第三十条」の下に「、第百二十五条の二第二項又は第百二十五条の四第三項」を加える。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。
第十六条第一項中「情報」の下に「（以下「医療保険等関連情報」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「医療保険等関連情報」に改め、同条第三項中「第一項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「医療保険等関連情報」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供）
第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報（医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものをを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

（照合等の禁止）

第十六条の三 前条第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名医療保険等関連情報利用者」という。）は、匿名医療保険等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該匿名医療保険等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

（消去）

第十六条の四 匿名医療保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。

（安全管理措置）

第十六条の五 匿名医療保険等関連情報利用者は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

（利用者の義務）

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者又は匿名医療保険等関連情報利用者であつた者は、匿名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（立入検査等）

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(是正命令)

第十六条の八 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反しているとき、その者に對し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「分析」の下に「並びに第十六条の二第一項の規定による利用又は提供」を「事務」の下に「全部又は」を加え、「もの」を「者（次条において「支払基金等」という）」に改める。

第二章第一節中第十七条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。
第六十一条第三項を次のように改める。

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第六十一条第四項を削る。

第七十二条第二項中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、「第六十一条第四項」を「第十六条の七第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第八十一条第二項中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第二百二十五条第二項中「第十六条第二項の情報」を「医療保険等関連情報」に改める。

第二百三十四条第三項及び第二百三十七条第三項中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第四百四十三条中「掲げる業務」の下に「及び同条第二項に規定する業務」を加える。

第五百五十二条第二項中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六百六十七條の次に次の一条を加える。
第六百六十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の六の規定に違反して、匿名医療保険等関連情報の利用に關して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第十六条の八の規定による命令に違反した者
第六百六十八條に次の一項を加える。

3 第十六条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六百六十九條の次に次の二條を加える。

第六百六十九條の二 第六百六十七條の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
第六百六十九條の三 法人（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社團等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社團等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第六百六十七條の二又は第六百六十八條第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。）

2 人格のない社團等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社團等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第五條 高齢者の医療の確保に關する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「匿名医療保険等関連情報」の下に「健康保険法第五十條の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。

第六十四條第三項中「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業業者から第七十八條第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に對し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成二十五年法律第二十七號）第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受ける当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を」に改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第七十七條第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第七十八條第三項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第八十二条第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第二百四十五條第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第六百六十一條の次に次の二條を加える。

(被保険者番号等の利用制限等)

第六百六十一條の二 厚生労働大臣、後期高齢者医療広域連合、保険医療機関等、指定訪問看護事業業者その他の後期高齢者医療の事業又は当該事業に關連する事務の遂行のため被保険者番号等（保険者番号（厚生労働大臣が後期高齢者医療の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるものをいう。）及び被保険者番号（後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、後期高齢者医療の事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対して、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に對し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めはならない。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものという。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）
第百六十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に對し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百六十五条の二 第二項第二号中「徴収」の下に「、第二百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）
第百六十五条の三 国、後期高齢者医療広域連合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法及びこの法律の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百六十七条の二の次に次の一条を加える。
第百六十七条の三 第百六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百六十九条に次の一号を加える。
三 正当な理由がなく第百六十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百六十九条の三 第一項中「又は第百六十八条第三項」を「、第百六十七条の三、第百六十八条第三項又は第百六十九条第三号」に改める。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
第六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十四条）

第三章 業務（第十五条―第二十二条）

第四章 財務及び会計（第二十三条―第二十七条）

第五章 監督（第二十八条・第二十九条）

第六章 雑則（第三十条・第三十一条）

第七章 罰則（第三十二条―第三十四条）

附則

第一条中「、保険者が」を「保険者が」に改め、「事務」の下に「を行うこと並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進に関する事務」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 基金は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等（第十五条第一項第八号に規定する業務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつづ、診療担当者に對する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

第十五条第一項第一号中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進に関する事務を行うこと。

第十五条第五項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 基金は、第一項第八号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たつては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第十六条第二項中「同数」を削り「委嘱する」の下に「ものとし、その数は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする」を加える。

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、従たる事務所を各都道府県に」を削り、同条第二項を削る。
第五条第一項中「、従たる事務所及びその出張所」を削り、「その事務所又は出張所」を「主たる事務所」に改め、「若しくは地方事務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。
第十二条 理事長は、理事又は職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三条 削除

第十六条第一項中「従たる事務所ごとに」を「定款の定めるところにより」に改め、同条第二項中「幹事長」を「理事長」に改める。

第十七条中「従たる事務所の幹事は」を「理事は、定款の定めるところにより」に改める。

第二十条中「幹事」を削る。

第二十一条第二項後段を削る。

第二十五条第二項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第二十六条中「数」の下に、「当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十二条第二項中「理事若しくは」を「理事又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事」を削る。

第三十四条第一項中「理事若しくは」を「理事又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中第六項を第十項とし、第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の四項を加える。

3 市町村は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のうち、高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業と一体的に実施するよう努めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次項において同じ)に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

5 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

6 市町村は、第三項の規定により高齢者の心身の特性に応じた事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報若しくは保健指導を併せて活用することができる。

第八十二条に次の二項を加える。

11 都道府県は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に關して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

12 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四條の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び

支払に係る情報(当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合にあつては、当該委託された事務に關し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む)。

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

第八十六条中「係るもの」の下に「並びに同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項」を加える。

第八十八条第一項中「それぞれ同数の」を削り、同条第二項中「委嘱する」の下に「ものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする」を加える。

第一百零四条中「第三項」を「第七項」に改める。

第一百零四条の二中「日とする」の下に、「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。)との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができ。

第一百十三條の二第一項中「被保険者若しくは」を「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは」に改める。

第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「保険医療機関又は保険薬局」を「[保険医療機関等(一)に、(二)被保険者証を提出して、そのものについて]を」から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四條の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を」に改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第四十条第一項中「保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)」を「保険医療機関等」に改める。

第五十四条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第五十四条の二第三項中「ときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して、そのものについて」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第五十四條の三第四項中「被保険者資格証明書」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第八十二条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

(業務運営の基本理念)

第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求情報等の分析等(次条第三項に規定する業務をいう。)を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食費療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の事務

二 第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

三 前二号の業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業

3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うことができる。

4 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

第二百四十四条中「情報の提供」の下に「、保健事業等の実施状況の分析及び評価」を加える。

第二百四十一条の次に次の二条を加える。

(被保険者記号・番号等の利用制限等)

第二百四十一条の二 厚生労働大臣、都道府県、市町村、組合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の国民健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等(被保険者番号(厚生労働大臣が国民健康保険事業において市町村又は組合を識別するための番号として、市町村又は組合ごとに定めるものをいう。))及び被保険者記号・番号(市町村又は組合が被保険者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。))は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、国民健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。))の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。))を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二百四十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していることを認めるに足りる相当の理由がある者に對し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百四十三条の三第一項第二号中「徴収」の下に「、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第二百四十三条の四 国、都道府県、市町村及び組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。))の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第二百四十一条の次に次の一条を加える。

第二百四十一条の二 第二百四十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

第二百四十二条の二 正当な理由なしに第二百四十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なしに同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

第二百二十三条の二 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百三十一条の二又は第二百二十二条の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次 第四章 雑則（第二十三条）を「第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報」

第五章 罰則（第二十四条）を「第五章 罰則（第三十四条―第三十六条）に改める。

化補助業務（第二十三条―第三十二条）

第五章中第二十四条を第三十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十四条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十六条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三十一条第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したとき。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十三条を第三十三条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務

（支払基金の業務）

第二十三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）が行う地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第二十四条 支払基金は、前条各号に掲げる業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（区分経理）

第二十五条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

（予算等の認可）

第二十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（財務諸表等）

第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に依り作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（業務の委託）

第二十八条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関等情報化補助業務の一部を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（報告の徴収等）

第二十九条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、医療機関等情報化補助業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第三十条 医療機関等情報化補助業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（医療情報化支援基金）

第三十一条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 医療情報化支援基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 支払基金は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、医療機関等情報化補助業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「行う」の下に「電子資格確認（同法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。）の実施に必要な費用その他」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第十二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に關する法律第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第一百七条第三項第六号において同じ。）を行う後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（第一百七条第三項第六号において「国民健康保険保健事業」という。）と一体的に実施するよう努めるものとする。

6 市町村は、前項の規定により地域支援事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに關する情報、高齢者の医療の確保に關する法律の規定による療養に關する情報若しくは同法第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に關する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に關する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に關する情報その他地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

7 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならぬ。

8 市町村は、第五項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに關する情報、高齢者の医療の確保に關する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に關する記録又は国民健康保険法の規定による療養に關する情報を併せて活用することができる。

第一百七条第三項第六号中「支援に關する事項」の下に「、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に關する事項」を加える。

第一百八条の二第二項中「情報」の下に「以下「介護保険等関連情報」という。」を加え、同条第二項中「前項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「介護保険等関連情報」に改め、同条第三項中「第一項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「介護保険等関連情報」に改める。

第一百八条の二の次に次の九条を加える。

(国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供)

第一百八条の三 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、匿名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報

報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名介護保険等関連情報の提供を受けを行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものとして提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに關する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に關する調査

二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に關する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に關する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報を高齢者の医療の確保に關する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

(照合等の禁止)

第一百八条の四 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名介護保険等関連情報利用者」という。）は、匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該匿名介護保険等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に關する情報を取得し、又は当該匿名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第一百八条の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第一百八条の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第一百八条の七 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であつた者は、匿名介護保険等関連情報の利用に關して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第一百八条の八 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名介護保険等関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名介護保険等関連情報利用者に対して質問させ、若しくは匿名介護保険等関連情報利用者の事務所その他の匿名介護保険等関連情報の利用に關係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百十八條の九 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が第百十八條の四から第百十八條の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(支払基金等への委託)

第百十八條の十 厚生労働大臣は、第百十八條の二第一項に規定する調査及び分析並びに第百十八條の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「支払基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百十八條の十一 匿名介護保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第百十八條の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第百二十五條第一項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」を「支払基金」に改める。

第百六十六條第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第二百五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十八條の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に關して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第百十八條の九の規定による命令に違反した者

第百六十六條の二に次の一号を加える。

四 第百十八條の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百十條 次の次的一条を加える。

第二百十條の二 第二百五條の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第十三條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十八條の三第二項中「匿名介護保険等関連情報」の下に「健康保険法第百五十條の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第十四條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十六條」を「第百五十五條の二」に改める。

第二条第二項中「全国健康保険協会」の下に「(以下「協会」という。)」を加え、同条第九項中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認め

られるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加え、同条に次の三項を加える。

10 この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が船員保険事業において保険者を識別するための番号として定めるものをいう。

11 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、協会が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関(健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者(同法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第四條第一項中「健康保険法による全国健康保険協会(以下「及び」という。)」を削る。

第四十七條第二項中「健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。」「を削り、同法第六十四條」を「健康保険法第六十四條」に改め、同条第三項中「健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。」「及び(同法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九條第二項中「健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。」「を削る。

第五十三條第六項中「ものから」の下に「電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。))により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を」を加える。

第六十一條第一項中「以下この条において同じ」を削り、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け」を加え、同条第四項中「被保険者又は被保険者であった者に対し」を「被保険者又は被保険者であった者(特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。))に対し」に改める。

第六十二條第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け」を加える。

第六十三條第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け」を加える。

第六十五條第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第百一十一條第二項中「第十六條第二項の情報」を「第十六條第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第四百四十三条の次に次の二条を加える。

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第四百四十三条の二 厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができよう体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第四百四十三条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第三百五十三条の十第一項第三号中「第四号の規定による保険給付の支給」の下に、「第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第三百五十三条の十一 国、協会及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他の手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第九章中第五百五十六条の前に次の一条を加える。

第五百五十五条の二 第四百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百五十八条を次のように改める。

第五百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 正当な理由がなくて第四百四十三条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六百六十条第一項中「関して」の下に、「第五百五十五条の二」を、「第五百五十六条」の下に、「第六百五十八條第二号」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第十五条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者」として厚生労働省令で定める者」を加え、同項第三号中「の配偶者」の下に「日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」として厚生労働省令で定める者に限る。」を、である者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者」として厚生労働省令で定める者」を加える。

第八條第三号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者」として厚生労働省令で定める者」を加える。

第九條中「いづれかに該当するに至つたとき」の下に「第四号については、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限る。」を加え、同条第四号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者」として厚生労働省令で定める者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十條の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六條中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六條第二項の改正規定並びに第八條中国民健康保険法第八十八條第一項及び第二項並びに第十條の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第十三條の二第一項の改正規定並びに附則第三條、第六條及び第十六條の規定 公布の日

二 第十條の規定 平成三十一年十月一日

三 第一條の規定（健康保険法第三條第七項の改正規定を除く）、第四條の規定、第六條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く）、第九條中国民健康保険法第八十二條第二項の改正規定、同法第八十五條の次に二条を加える改正規定及び同法第四條の改正規定、第十二條の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第十五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第十七條第三項第六号の改正規定を除く）並びに第十四條中船員保険法第一百十一條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第一百二十二條第三項の改正規定及び附則第十四條の規定 平成三十二年十月一日

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、第十一条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条介護保険法第百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 平成三十三年四月一日

六 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定 平成三十四年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三十条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）が到来する保険料について適用する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次条において「基金」という。）の従たる事務所又はその出張所の幹事であつた者に係る第七条の規定による改正前の同法（次条において「旧基金法」という。）第二十條の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務については、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「第五号施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

第五条 第五号施行日前に旧基金法第十三条第三項に規定する権限に基づき、基金の従たる事務所又はその出張所の業務に関して当該事務所又はその出張所の幹事長がした行為は、第五号施行日以後においては、理事長又は第七条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二条の規定により同条に規定する代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法第百十條の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）が到来する保険料について適用する。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第七条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。
目次中「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改める。

第二十五条中「第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）」を削り、同条の表第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）の項中「（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）」を削り、「組員」を「（短期給付）」に、「加入者（私立学校教職員共済法）」を「（私立学校教職員共済法）」に改め、「同じ。」の下に「（短期給付）」を加える。
第二十六条第三項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第四十三条から第四十五条までを削り、第八章中第四十二条の次に次のように加える。

第四十三条及び第四十四条 削除

第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。）、指定訪問看護事業者（第二十五条において準用する同法第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等（保険者番号（文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び加入者等記号・番号（事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条において「文部科学大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようにとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 文部科学大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第四十六条第二項中「第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条の第二項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条に次の三項を加える。

4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に對し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条の三第一項第三号中「支給」の下に、「第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施」を加える。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第四十七条の四 国、事業団及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。)の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同条を第五十五条とし、第五十一条を第五十四条とする。

第五十条の次に次の三条を加える。
第五十一条 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「という。」の下に「その他健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三條第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者」を、「維持する」の下に「ものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定める」を加える。

第四十条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第五十五条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受ける者又は第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者から特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報(短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合員又は被扶養者から当該情報を受ける方法(以下「電子資格確認等」という。))により、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十五条の三第一項中「以下この条において同じ」を削り、「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加え、同条第三項中「組合員が」を「組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。が)」に改める。

第五十五条の四第一項中「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加える。

第五十五条の五第一項中「第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。))から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」に改める。

第五十六条の二第一項中「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加える。

第五十七条第七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条第一項、第五十五条の三第六項」に改め、「規定は」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十七条の三第三項中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改める。

第九十八条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第一百二十二条の次に次の一条を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第一百二十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三條第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。))及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。を利用する者として財務省令で定める者(以下この条において「財務大臣等」という。))は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、

その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。
2 財務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

3 何人も、次掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買・貸借・雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することと求めること。

二 財務大臣以外の者が、前項に規定する財務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース

(その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第百十四条の二第一項第三号中「支給」の下に、「第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施」

を加え、同条の次に次の一条を加える。

（關係者の連携及び協力）

第三百十四条の三 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者に、電子資格確認の仕組みの導入に
関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）
の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百十七条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、第十二条の第二項及び第六項の規定による措置に關し、必要があると認めるときは、その必要と認められる範圍内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反してゐると認めるに足りる相當の理由がある者に對し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二百二十七条の二の次に次の一条を加える。

第二百二十七条の三 第二百十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十八条を次のように改める。

第二百一十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百十六條第二項又は第三項の規定に違反して 報告をせず 若しくは虚偽の報告をし

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 法人（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社團等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人の業務に關して、第二百七十七条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「という」の下に「その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者」の一を加へ、下に「もの」であつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学する学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定める」を加へる。

第四十三條第三項中「(大正十一年法律第七十號)」を削る。

第五十七條第一項中、次に掲げる医療機関又は薬局から「主務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする患者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から）同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が（組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二

条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二

第十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。を)を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報(費用の徴収を含む。)の照会を行う、電子情報処理システムを有する者(以下「利用機関」という。)が、利用者証明用電子証明書を有する利用者(以下「利用者」という。)が、利用機関にアクセスし、利用機関のデータベースに記録されている当該利用者の利用履歴(以下「利用履歴」という。)を照会し、当該利用履歴に基づき、当該利用者の利用履歴の照会結果(以下「利用履歴照会結果」という。)を当該利用者に対して提供することをいう。

見里組職を使用する方法その也の青服通言の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当

該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該

指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）そ

の他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を

受け、その給付を」に改める。

第百四十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第百四十四条の二十四の二 主務大臣、組合、市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（主務大臣が健康保険法

第三条第十一項に規定する事務の遂行の保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として主務省令で定める者（以下この条において「主務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 主務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として主務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 主務大臣等以外の者が、前項に規定する主務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 主務大臣等以外の者が、第二項に規定する主務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 主務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第百四十四条の二十八第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第百四十四条の二十四の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百四十四条の三十三第一項第三号中「支給」の下に、「第百十二条第一項及び第百十二条の二第一項に規定する福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百四十四条の三十四 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百四十六条の二の次に次の一条を加える。

第百四十六条の三 第百四十四条の二十四の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十四条の二十七第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百四十七条の次に次の一条を加える。

第百四十七条の二 法人（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社團等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社團等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十六条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社團等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社團等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第七項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「保健事業」を「高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の項中「保健事業」を「同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業」に改める。

第十四条 (厚生労働省設置法の一部改正)

第七條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第七條 第一項第四号中「昭和十四年法律第七十三号」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」を加える。

第十四条中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。

第十五条 (罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

内閣総理大臣

安倍

晋三

総務大臣

石田

真敏

財務大臣

麻生

太郎

文部科学大臣

柴山

昌彦

厚生労働大臣

根本

匠

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百九十九号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用の負担（第四十四条の二―第五十六条）」を「第五章 手数料（第四十四条の二・第四十四条の三）の四―第五十六条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第六十一条第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第四十四条の二を第四十四条の四とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 手数料

（手数料の額等）

第四十四条の二 法第五十条の十第一項の規定により匿名診療等関連情報利用者（法第五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者）をいう。次条第二項及び第三項において同じ。が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報（法第五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報）をいう。次条第三項において同じ。の提供に要する時間一時間までごとに四千二百五十円とする。

2 前項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第五十条の十第一項の規定により基金等（法第五十条の九に規定する基金等）をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第四十四条の三 法第五十条の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第五十条の二第一項第一号に掲げる者

二 法第五十条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第五十条の十第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名診療等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が法第五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、基金等）に提出しなければならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 特定健康診査（第一条）」を「第二章 手数料（第一条・第二条の二）」に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に改める。

第十三条第二項の表第六十四条第三項の項を次のように改める。

第六十四条第三項	第一項の給付	特別療養費に係る療養
----------	--------	------------

第十三条第二項の表第七十八条第三項の項を削る。

第三十五条の表第三十条第一号の項中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号（法第一百一十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号）」に、「及び被保険者証の番号」を「被保険者番号（高齢者医療確保法第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号）」に改め、同表第三十七条第一項第二号の項中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に、「及び被保険者証の番号」を「被保険者番号」に改める。

第二章を第三章とする。

第一条中「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、第一章中同条を第一条の三とする。

第一章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 手数料
（手数料の額等）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第十七条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報利用者（法第十六条の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名医療保険等関連情報（法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までことに六千円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第十七条の二第一項の規定により支払基金等（法第十七条に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第一条の二 法第十七条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 都道府県その他の法第十六条の二第一項第一号に掲げる者
- 二 法第十六条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三

十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限り、）を行う者

三 法第十六条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第十七条の二第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名医療保険等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第十七条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第三条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第二項の表第三十六条第三項の項を次のように改める。

第三十六条第三項	第一項の給付	入院時食事療養費に係る療養
保険医療機関等（ 保険医療機関又は 保険薬局	保険医療機関（ 保険医療機関	保険医療機関等（ 保険医療機関又は同号に規定する 保険薬局をいう。以下同じ。）

第二十八条の三第二項の表第四十条第一項の項中「保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）を「保険医療機関等」に改める。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六条第三項の項を次のように改める。

第三十六条第三項	第一項の給付	入院時生活療養費に係る療養
保険医療機関等（ 保険医療機関又は 保険薬局	保険医療機関（ 保険医療機関	保険医療機関等（ 保険医療機関又は同号に規定する 保険薬局をいう。以下同じ。）

第二十八条の三の二第二項の表第四十条第一項の項中「保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）を「保険医療機関等」に改める。

第二十八条の六第二項の表第三十六条第三項の項を次のように改める。

第三十六条第三項	第一項の給付	特別療養費に係る療養
----------	--------	------------

第二十八条の六第二項の表第五十四条の二第三項の項を削る。
第三十条第一号中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び被保険者記号・番号（法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。第三十七条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第三十七条第一項第二号中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び被保険者記号・番号」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第四条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 保険料（第三十八条 第四十五条の七）」を「第五章の二 手数料（第三十七条の十七・第三十七条の十八）」に改める。
四十五条の七」

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 手数料

（手数料の額等）

第三十七条の十七 法第百十八条の十一第一項の規定により匿名介護保険等関連情報利用者（法第百十八条の四に規定する匿名介護保険等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名介護保険等関連情報（法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報）をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間まで、これに五千九百円とする。

2 前項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第百十八条の十一第一項の規定により支払基金等（法第百十八条の十に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第三十七条の十八 法第百十八条の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第百十八条の三第一項第一号に掲げる者

二 法第百十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二條第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十三條の二（同法第二百八十三條第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六條第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第百十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第百十八条の十一第一項の手料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名介護保険等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第百十八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならない。

第五十一条中（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「被保険者証」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三條第十二項に規定する被保険者等記号・番号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二條第一項に規定する被保険者等記号・番号」に改め、「基礎年金番号」及び「をいう。」を削り、同項第三号中（大正十一年法律第七十号）及び（昭和十四年法律第七十三号）を削る。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第六条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一号八中「その記号及び番号」を「その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号（同法第百十一条の二第二項に規定する被保険者記号・番号をいう。以下この条において同じ。）に、並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を「及びその世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」に改め、同条第二号中「その記号及び番号」を「その者に係る被保険者記号・番号」に改め、同条第三号口中「その記号及び番号」を「その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号」に、並びに国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」に改め、同条第四号口中「その記号及び番号」を「その者に係る被保険者記号・番号」に、並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を「及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」に改める。

第二十七條の二第一号ロを次のように改める。

ロ その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に係る被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一條の二第二項に規定する被保険者番号をいう。以下この条において同じ。）

第二十七條の二第二号を次のように改める。

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に係る被保険者番号
第二十七條の二第三号ロを次のように改める。

ロ その者に係る被保険者番号

第三十條中「後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書」を「後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四條第三項の被保険者証をいう。若しくは被保険者資格証明書（同法第五十四條第七項の被保険者資格証明書をいう。）に改める。

附則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

総務大臣 武田 良太
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第百六十二号
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則の一部改正

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前
2 （略）	目次 第一章～第五章（略） 第六章 保健事業及び福祉事業（第百五十 三条の三―第百五十五条の十） 第七章・第八章（略） 附則 （法第七十七条第二項の厚生労働省令で定 めるもの） 第五十六条の三 法第七十七条第二項の厚生 労働省令で定めるものは、次に掲げるもの とする。 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生 労働省告示第五十九号）第一号ただし書 に規定する厚生労働大臣が指定する病院 二 その他厚生労働大臣が必要と認める病 院 （傷病手当金の支給の申請） 第二百二十五条 日雇特例被保険者は、雇用保 険法の規定による給付を受けることができ る期間について法第百三十五条の規定によ る傷病手当金の支給の申請をしようとする ときは、失業の認定を受けていないことを 明らかにし、また、その者が同法第四十三 条に規定する日雇労働被保険者であるとき は、労働保険の保険料の徴収等に関する法 律第二十三条第一項の規定による保険料の 納付が行われていないことを証明すること ができる日雇労働被保険者手帳その他の文 書を傷病手当金の支給申請書に添えなけれ ばならない。	目次 第一章～第五章（略） 第六章 保健事業及び福祉事業（第百五十 三条の三―第百五十五条） 第七章・第八章（略） 附則 （新設） 第二百二十五条 日雇特例被保険者は、雇用保 険法の規定による給付を受けることができ る期間について法第百三十五条の規定によ る傷病手当金の支給の申請をしようとする ときは、失業の認定を受けていないことを 明らかにし、また、その者が同法第四十三 条に規定する日雇労働被保険者であるとき は、労働保険の保険料の徴収等に関する法 律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十 三条第一項の規定による保険料の納付が行 われていないことを証明することができる 日雇労働被保険者手帳その他の文書を傷病 手当金の支給申請書に添えなければならな い。

（法第六十条第三項第一号に規定する厚
生労働省令で定める保険給付）

第二百三十五条の二の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲
げる場合に該当するときは、当該支部被保
険者（法第六十条第一項に規定する支部
被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶
養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲
げる額を合算した額に係る保険給付は、前
項第一号から第三号までに掲げる保険給付
から除くものとする。

一・二（略）

三 一の事業年度の翌事業年度における診
療報酬の算定方法第五号の規定に基づき
定められた療養担当手当に係る額の見込
額から当該見込額のうち法の規定により
支払うべき一部負担金に相当する額及び
法第百五十三条の規定による国庫補助の
額の合算額の見込額を控除した額が令第
四十五条の二第二号に掲げる額の千分の
〇・一に相当する額を超える場合 当該
超える額

四（略）

3（略）

（法第百五十条の二第一項の厚生労働省令
で定める者）

第百五十五条の二 法第百五十条の二第一項
の厚生労働省令で定める者は、診療等関連
情報（法第七十七条第三項に規定する診療
等関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定
の者であつて、次に掲げるものとする。

一 高齢者医療確保法第七条第四項に規定
する加入者及び高齢者医療確保法第五十
条に規定する後期高齢者医療の被保険者
並びにこれに準ずる者

二 前号に掲げる者を診察した医師又は歯
科医師

（法第六十条第三項第一号に規定する厚
生労働省令で定める保険給付）

第二百三十五条の二の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲
げる場合に該当するときは、当該支部被保
険者（法第六十条第一項に規定する支部
被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶
養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲
げる額を合算した額に係る保険給付は、前
項第一号から第三号までに掲げる保険給付
から除くものとする。

一・二（略）

三 一の事業年度の翌事業年度における診
療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働
省告示第五十九号）第五号の規定に基づ
き定められた療養担当手当に係る額の見
込額から当該見込額のうち法の規定によ
り支払うべき一部負担金に相当する額及
び法第百五十三条の規定による国庫補助
の額の合算額の見込額を控除した額が令
第四十五条の二第二号に掲げる額の千分
の〇・一に相当する額を超える場合 当
該超える額

四（略）

3（略）

（新設）

(法第百五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)
第百五十五条の三 法第百五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 診療等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 診療等関連情報に含まれる個人情報識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人情報識別符号をいう。)の全部を削除すること(当該個人情報識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

五 前各号に掲げる措置のほか、診療等関連情報に含まれる記述等と当該診療等関連情報を含む診療等関連情報データベース(診療等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の診療等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう)に体系的に構成したものをいう。)を構

(新設)

成する他の診療等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該診療等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く。)又は地方公共団体をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項
イ 当該公的機関の名称
ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項
イ 当該法人等の名称及び住所
ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

(新設)

- 五| 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項
- イ| 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- ロ| 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六| 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- 七| 当該匿名診療等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名診療等関連情報を特定するために必要な事項
- 八| 当該匿名診療等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九| 当該匿名診療等関連情報の利用目的
- 十| 当該匿名診療等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一| 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二| 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ| 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1)| 提供申出者が公的機関である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2)| 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨

- 2|
- (3)| 提供申出者が次条に規定する者である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六に規定する業務に資する目的である旨
- ロ| 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ハ| 当該匿名診療等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名診療等関連情報を利用して作成する成果物の内容
- ニ| 当該業務の成果物を公表する方法
- ホ| 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ヘ| 第百五十五条の七に規定する措置として講ずる内容
- ト| 当該匿名診療等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- チ| イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
- 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一| 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七十条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

三 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

四 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名診療等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

五 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名診療等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

六 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七

(新設)

十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条に定める業務を行う個人(第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法(平成十九年法律第五十三号)、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報及び介護保

險法第十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下この号及び第百五十五条の七第二号において同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第百五十五条の六 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと

二 次条に規定する措置が講じられていること

二 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること

ハ 前号ハ及び二に掲げる要件に該当すること

(新設)

三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること

四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること

五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること

(法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置)

第百五十五条の七 法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名診療等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること

(新設)

- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- ハ 匿名診療等関連情報に係る管理簿を整備すること。
- ニ 匿名診療等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ホ 匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
- イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
- (1) 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- (2) 暴力団員等
- (3) 匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- 三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
- イ 匿名診療等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
- ハ 匿名診療等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
- ニ 匿名診療等関連情報を削除し、又は匿名診療等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- 四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
- イ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名診療等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置
- イ 匿名診療等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
- ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項

の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一〇十 (略)

十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の八第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ ホ (略)

ヘ 第百五十五条の八に規定する措置として講ずる内容

ト・チ (略)

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項

の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一〇十 (略)

十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六に規定する業務に資する目的である旨

ロ ホ (略)

ヘ 第百五十五条の七に規定する措置として講ずる内容

ト・チ (略)

3 | 提供申出者は、匿名診療等関連情報を第百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第五条の五第一項又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 | 7 (略)

(法第百五十条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項

第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。)及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。)を利用して不適切な行為

(新設)

3 | 6 (略)

(法第百五十条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項

第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条に定める業務を行う個人(第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第百五十五条の七第二号において同じ。)を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一

をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一項、高齢者医療確保法第百八条の三第一項の二第一項又は介護保険法第百八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百五十五条の六 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イハ（略）

二 第百五十五条の八に規定する措置が講じられていること。

二五（略）

2 提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

3 提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第百四十条の七十一の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

項、高齢者医療確保法第百八条の三第一項又は介護保険法第百八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百五十五条の六 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イハ（略）

二 次条に規定する措置が講じられていること。

二五（略）

（新設）

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報）

第百五十五条の七 法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

（新設）
第百五十五条の七、第百五十五条の十（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）
第三条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
目次	第一章 医療費適正化計画等（第一条―第五 条の十二） 第二章 第四章（略） 附則	目次	第一章 医療費適正化計画（第一条―第五 条） 第二章 第四章（略） 附則
第一章 医療費適正化計画等 （医療費適正化計画の作成等のための調査 及び分析） 第五条（略） 2（略） 3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方	第一章 医療費適正化計画 （医療費適正化計画の作成等のための調査 及び分析） 第五条（略） 2（略） 3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の電		

式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 (略)

(都道府県知事に対する医療保険等関連情報の提供)

第五条の二 厚生労働大臣は、都道府県知事から、都道府県医療費適正化計画の作成、都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施又は都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、法第九条第九項又は第十五条第一項に規定する協力を求められた場合であつて、医療保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該医療保険等関連情報を都道府県知事に提供することができる。

(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者)

第五条の三 法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、医療保険等関連情報に係る特定の被保険者等(法第七条第四項に規定する加入者及び法第五十条に規定する被保険者をいう。)及びこれに準ずる者とする。

(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第五条の四 法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 医療保険等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 医療保険等関連情報に含まれる個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項

方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

に規定する個人識別符号をいう。)の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 医療保険等関連情報と当該医療保険等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該医療保険等関連情報と当該医療保険等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

五 前各号に掲げる措置のほか、医療保険等関連情報に含まれる記述等と当該医療保険等関連情報を含む医療保険等関連情報データベース(医療保険等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の医療保険等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを含む)を構成する他の医療保険等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該医療保険等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五 法第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報(同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という)に、厚生労働大臣が当

(新設)

- 該匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。
- 一 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該公的機関の名称
- ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該法人等の名称及び住所
- ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
- 三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
- ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- 四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- 五 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
- イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- 七 当該匿名医療保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名医療保険等関連情報を特定するため必要な事項

- 八 当該匿名医療保険等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名医療保険等関連情報の利用目的
- 十 当該匿名医療保険等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が第五条の九第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1) 提供申出者が公的機関である場合
- 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービス提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
- 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨
- (3) 提供申出者が次条に規定する者である場合
- 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が第五条の七第一項に規定する業務に資する目的である旨
- ロ 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

- ハ 当該匿名医療保険等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名医療保険等関連情報を利用して作成する成果物の内容
- 二 当該業務の成果物を公表する方法
- ホ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ヘ 第五条の九に規定する措置として講ずる内容
- ト 当該匿名医療保険等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
- 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

- 二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
- 三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面
- 三 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第二十六号）第四百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。
- 五 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名医療保険等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。
- 六 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名医療保険等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
- 七 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第五條の六 法第十六条の二第一項第三号の

厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、介護保険法(平成九年法律第七十三号)、統計法(平成十九年法律第五十三号)、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

(新設)

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等(匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第五條の七 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと

二 第五条の九に規定する措置が講じられていないこと

二 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること

(新設)

- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して
行った調査の成果物が公表されるこ
と。
- ハ 前号八及び二に掲げる要件に該当す
ること。
- 三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及
び治療の方法に関する研究であつて、次
に掲げる要件の全てに該当すると認めら
れる業務
- イ 匿名医療保険等関連情報を疾病の原
因並びに疾病の予防、診断及び治療の
方法に関する研究の用に供することを
直接の目的とすること。
- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して
行った研究の成果物が公表されるこ
と。
- ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当
すること。
- 四 保健医療の経済性、効率性及び有効性
に関する研究であつて、次に掲げる要件
の全てに該当すると認められる業務
- イ 匿名医療保険等関連情報を保健医療
の経済性、効率性及び有効性に関する
研究の用に供することを直接の目的と
すること。
- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して
行った研究の成果物が公表されるこ
と。
- ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当
すること。
- 五 国民保健の向上に資する業務であつて
前各号に掲げるものに準ずるもののう
ち、次に掲げる要件の全てに該当すると
認められる業務
- イ 匿名医療保険等関連情報を国民保健
の向上に特に資する業務の用に供する
ことを直接の目的とすること。

- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して
行った業務の内容が公表されること。
- ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当
すること。
- 2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二
第二項の規定により匿名医療保険等関連情
報を匿名介護保険等関連情報と連結して利
用することができる状態で提供を受けよう
とするものであるときは、当該業務は、前
項に掲げる業務のいずれかに該当するほ
か、介護保険法施行規則第四百条の七十
二の十一第一項各号に掲げる業務のいづれ
かに該当するものでなければならない。
- (匿名医療保険等関連情報と連結して利用
し、又は連結して利用することができる状
態で提供することができる情報)
- 第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労
働省令で定めるものは、匿名介護保険等関
連情報とする。
- (法第十六条の五の厚生労働省令で定める
措置)
- 第五条の九 法第十六条の五の厚生労働省令
で定める措置は、次に掲げる措置とする。
- 一 次に掲げる組織的な安全管理に関する
措置
- イ 匿名医療保険等関連情報の適正管理
に係る基本方針を定めること。
- ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
者の権限及び責務並びに業務を明確に
すること。
- ハ 匿名医療保険等関連情報に係る管理
簿を整備すること。
- 二 匿名医療保険等関連情報の適正管理
に関する規程の策定及び実施並びにそ
の運用の評価及び改善を行うこと。
- ホ 匿名医療保険等関連情報の漏えい、
滅失又は毀損の発生時における事務処
理体制を整備すること。

(新設)

(新設)

- 二| 次に掲げる人的な安全管理に関する措
置イ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
者が、次のいずれにも該当しない者で
あることを確認すること。
(1)| 法、健康保険法、介護保険法、統
計法、個人情報保護に関する法律、
行政機関の保有する個人情報の保護
に関する法律又は独立行政法人等の
保有する個人情報の保護に関する法
律又はこれらの法律に基づく命令の
規定に違反し、罰金以上の刑に処せ
られ、その執行を終わり、又は執行
を受けることがなくなった日から起
算して五年を経過しない者
(2)| 暴力団員等
(3)| 匿名医療保険等関連情報等を利用
して不適切な行為をしたことがある
か、又は関係法令の規定に反した等
の理由により匿名医療保険等関連情
報等を取り扱うことが不適切である
と厚生労働大臣が認めた者
ロ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
者に対する必要な教育及び訓練を行う
こと。
三| 次に掲げる物理的な安全管理に関する
措置イ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
区域を特定すること。
ロ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
区域として特定された区域への立入り
の管理及び制限をするための措置を講
ずること。
ハ| 匿名医療保険等関連情報の取扱いに
係る機器の盗難等の防止のための措置
を講ずること。
ニ| 匿名医療保険等関連情報を削除し、
又は匿名医療保険等関連情報が記録さ
れた機器等を廃棄する場合には、復元
不可能な手段で行うこと。
四| 次に掲げる技術的な安全管理に関する
措置イ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
電子計算機等において当該匿名医療保

- 険等関連情報进行处理することができる
者を限定するため、適切な措置を講ず
ること。
ロ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
電子計算機等が電気通信回線等に接続
している場合、不正アクセス行為（不
正アクセス行為の禁止等に関する法律
（平成十一年法律第百二十八号）第二
条第四項に規定する不正アクセス行為
をいう。）を防止するため、適切な措置
を講ずること。
ハ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
電子計算機等が電気通信回線に接続し
ていることに伴う匿名医療保険等関連
情報の漏えい、滅失又は毀損を防止す
るため、適切な措置を講ずること。
五| 次に掲げるその他の安全管理に関する
措置イ| 匿名医療保険等関連情報の取扱いに
関する業務を委託するときは、当該委
託を受けた者が講ずる当該匿名医療保
険等関連情報の安全管理のために必要
かつ適切な措置について必要な確認を
行うこと。
ロ| イの委託を受けた者に対する必要か
つ適切な監督を行うこと。
ハ| 匿名医療保険等関連情報を取り扱う
者としてあらかじめ申し出た者以外の
者が当該匿名医療保険等関連情報を取
り扱うことを禁止すること。
(手数料に関する手続)
第五條の十 厚生労働大臣は、法第十六條第
一項の規定により匿名医療保険等関連情報
を提供するときは、匿名医療保険等関連情
報利用者（法第十六條の三に規定する匿名
医療保険等関連情報利用者をいう。以下同
じ。）に対し、当該匿名医療保険等関連情報
利用者が納付すべき手数料（法第十七條の
二第一項に規定する手数料をいう。以下同
じ。）の額及び納付期限を通知するものとす
る。

(新設)

2 | 前項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(令第一条第二項の厚生労働省令で定める書面)

第五條の十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。)第一条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

- 一 手数料の額
- 二 手数料の納付期限
- 三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第五條の十二 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から令第一条の二第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務)

第六條 令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 八 (略)

第九條 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの(入管法に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得しているもの及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年

(新設)

二 六 (略)

(資格取得の届出等)

年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を除く。)

第十條 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二 五 (略)

2・3 (略)

(処方せんの提出)

(令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務)

一 八 (略)

第九條 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以

下同じ。)の資格を取得しているもの及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を除く。)

二 六 (略)

第十條 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二 五 (略)

2・3 (略)

(処方せんの提出)

第三十條 被保険者は、法第六十四条第三項(法第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局(以下「保険薬局」という。)について薬剤の支給を受けようとするときは、同号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)において療養を担当する同法第六十四条に規定する保険医(以下「保険医」という。)の交付した処方せんを当該保険薬局に提出しなければならない。ただし、当該保険薬局から被保険者証又は被保険者資格証明書の提出を求められた場合には、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書を提出しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第二項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申

うとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第一百五十五条の四第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。 457 （略）	に規定する提供の申出のほか、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。
（法第十六条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者）	（法第十六条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者）
第五条の六 法第十六条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百八十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一 四 （略）	第五条の六 法第十六条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百八十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一 四 （略）
五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第二項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第二項、健康保険法第百五十条の二第二項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定に	五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第二項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第二項、健康保険法第百五十条の二第二項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定に

3 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を用いることができる状態は、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第一百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。	2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を用いることができる状態は、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第一百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。
	2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を用いることができる状態は、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第一百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（介護保険法施行規則の一部改正） 第五条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	
目次 第一章～第五章（略） 第五章の二 介護保険事業計画（第四百四十条の七十二の五―第四百四十条の七十二の十七） 第六章～第十章（略） 附則 （資格取得の届出等） 第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。	目次 第一章～第五章（略） 第五章の二 介護保険事業計画（第四百四十条の七十二の五・第四百四十条の七十二の六） 第六章～第十章（略） 附則 （資格取得の届出等） 第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第百四十条の七十二の五 法第百十八条の二

第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の情報並びにこれらに準ずる情報とする。

2 法第百十八条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事項は、被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する情報並びにこれらに準ずる情報とする。

3 法第百十八条の二第二項の規定により、

厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する介護保険等関連情報(以下「介護保険等関連情報」という。)を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織(市町村が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(いう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、介護保険等関連情報を提供する場合について準用する。

(市町村長又は都道府県知事に対する介護保険等関連情報の提供)

第百四十条の七十二の六 厚生労働大臣は、

市町村長又は都道府県知事から、市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第百四十条の七十二の五 法第百十八条の二

第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の情報とする。

2 法第百十八条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事項は、被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する情報とする。

3 法第百十八条の二第二項の規定により、

厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織(市町村が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(いう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

(新設)

事業支援計画(法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。)(以下「市町村介護保険事業計画等」という。))の作成、市町村介護保険事業計画等に基づく施策の実施又は市町村介護保険事業計画等の達成状況の評価に資すること

を目的とする調査及び分析を行うため、介護保険等関連情報の提供を求められた場合であつて、当該介護保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該介護保険等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

(法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の七十二の七 法第百十八条の三

第一項の厚生労働省令で定める者は、介護保険等関連情報に係る特定の被保険者及びこれに準ずる者とする。

(法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の七十二の八 法第百十八条の三

第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護保険等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 介護保険等関連情報に含まれる個人情報識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人情報識別符号をいう。))の全部を削除すること(当該個人情報識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

三 介護保険等関連情報と当該介護保険等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号

(新設)

(新設)

に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該介護保険等関連情報と当該介護保険等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

四| 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

五| 前各号に掲げる措置のほか、介護保険等関連情報に含まれる記述等と当該介護保険等関連情報を含む介護保険等関連情報データベース(介護保険等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の介護保険等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成する他の介護保険等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該介護保険等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)

第百四十条の七十二の九

法第百十八条の三

第一項の規定により匿名介護保険等関連情報(同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名介護保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一| 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く。)又は地方公共団体

(新設)

をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ| 当該公的機関の名称

ロ| 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二| 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ| 当該法人等の名称及び住所

ロ| 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三| 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ| 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ| 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四| 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五| 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ| 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ| 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六| 当該匿名介護保険等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七| 当該匿名介護保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名介護保険等関連情報を特定するために必要な事項

八| 当該匿名介護保険等関連情報の利用場所(日本国内に限る。)並びに保管場所(日本国内に限る。)及び管理方法

九| 当該匿名介護保険等関連情報の利用目的

十| 当該匿名介護保険等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

- 十一 当該匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が第四百四十条の七十二の十三第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1) 提供申出者が公的機関である場合
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究に資する目的である旨
- (3) 提供申出者が次条に規定する者である場合
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が第四百四十条の七十二の十一第一項に規定する業務に資する目的である旨
- ロ 当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ハ 当該匿名介護保険等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名介護保険等関連情報を利用して作成する成果物の内容

- 二 当該業務の成果物を公表する方法
個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ヘ 第四百四十条の七十二の十三に規定する措置として講ずる内容
- ト 当該匿名介護保険等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料
(以下「提供申出書等」という。)に記載されている提供申出者(提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印

鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3 | 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第四百四十条の七十二の十二に規定する匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができ、第一項に規定する提供の申出のときは、第一項に規定する提供の申出のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 | 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 | 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名介護保険等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 | 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名介護保険等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7 | 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の

（新設）

執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて、次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に

規定する匿名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第四百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百四十条の七十二の十一 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 介護分野の調査研究に関する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を介護分野の調査研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二 第百四十条の七十二の十三に規定する措置が講じられていること。

二 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支

（新設）

援のための施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。

ハ 前号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

三 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

四 介護の経済性及び効率性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を介護の経済性及び効率性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

五 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を国民の保健医療の向上及び福祉の増進に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報)

第百四十条の七十二の十二 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報とする。

(法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置)

第百四十条の七十二の十三 法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(新設)

(新設)

ハ 匿名介護保険等関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名介護保険等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法、個人情報保護の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報又は個人情報保護に関する法律又はこれら法律に基づき命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(2) 暴力団員等

(3) 匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがある

か、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

(手数料に関する手続) 第百四十条の七十二の十四 厚生労働大臣は、法第百十八条の第三項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供するとき、匿名介護保険等関連情報利用者（法第百十八条の四に規定する匿名介護保険等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名介護保険等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第百十八条の十一第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。 2 前項の通知を受けた匿名介護保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。 （令第三十七条の十七第二項の厚生労働省令で定める書面） 第百四十条の七十二の十五 令第三十七条の十七第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。 一 手数料の額 二 手数料の納付期限 三 その他必要な事項 （手数料の免除に関する手続） 第百四十条の七十二の十六 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者から令第三十七条の十八第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名介護保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。 第百四十条の七十二の十七 （略）	（新設）
第百四十条の七十二の九 （略）	（新設）
第十六条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
改正後 2 第百四十条の七十二の九 （略）	改正前 2 第百四十条の七十二の九 （略）

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二の十二に規定する匿名診療等関連情報又は匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項又は高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 5 7 (略)

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二の十二に規定する匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 5 7 (略)

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十

いう。をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第百四十条の七十二の十一 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 五 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

3 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第百四十条の七十二の十二 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報とする。

条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第百四十条の七十二の十一 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 五 (略)

(新設)

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第百四十条の七十二の十二 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報とする。

(船員保険法施行規則の一部改正)
第七條 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める者等) 第百八十八条の二 (略) 2 法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一〇七 (略) 八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ・ロ (略) ハ 健康保険法施行規則第百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。） 九〇十一 (略)	(法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める者等) 第百八十八条の二 (略) 2 法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一〇七 (略) 八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ・ロ (略) ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。） 九〇十一 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第八條 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者等) 第四十四条の二 (略) 2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一〇七 (略)	(法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者等) 第四十四条の二 (略) 2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一〇七 (略)

八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ・ロ (略) ハ 健康保険法施行規則第百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。） 九〇十一 (略)	八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ・ロ (略) ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。） 九〇十一 (略)
--	---

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(介護療養型医療施設に関する特例)

第二条 第五条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第一項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスに要した費用に係る施設介護サービス費について準用する。この場合において、第五條の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第一項中「介護給付等」とあるのは「介護給付等（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代その他介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるものを除く。）について、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項に基づき、市町村が行う施設介護サービス費の支給を含む。）」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第三百三十三号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（厚生労働省告示第四百二十四号）及び介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第二百四十号）を廃止する告示を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針及び介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（厚生労働省告示第四百二十四号）
- 二 介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第二百四十号）

○厚生労働省告示第三百三十六号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百六十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示
（健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額			健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額		
一・二（略）			一・二（略） （新設）		
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての第一号の規定の適用については、同号の表規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者の項中「規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者」とあるのは「次欄に掲げる者以外の者」と、規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者」とあるのは「被保険者の氏名、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用					

等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及び被保険者記号・番号（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の第二項に規定する被保険者記号・番号をいう。）並びに入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一号第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一号第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号において同じ。）を記載した届書（以下この号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合（国民健康保険法第十三条第一項に規定する国民健康保険組合をいう。）に提出した者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの」と読み替えるものとする。

四

国民健康保険法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての第二号の規定の適用については、同号の表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項中「規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者」とあるのは「次欄に掲げる者以外の者」と、規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者」とあるのは「被保険者の氏名、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及び被保険者記号・番号（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。）並びに入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一号第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一号第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号において同じ。）を記載した届書（以下この号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合（国民健康保険法第十三条第一項に規定する国民健康保険組合をいう。）に提出した者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの」と読み替えるものとする。

(新設)

（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）
第二条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区 分	額	(略)	規則第三十五条 第一号に該当す る者
次欄に掲げる者以外の者	(略)	(略)	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の

改 正 前

一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区 分	(略)	
	額	(略)
規則第三十五条 第一号に該当する者	規則第三十五条 第一号に該当する者	(略)
規則第六十七條第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八條第一号又は第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十條第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二十三條の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第六十七條第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)

(略)	三の規定により読み替えて適用される場合を含む。、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの		(略)
	後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者 入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	次欄に掲げる者以外の者 入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)
	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		(略)
	区	分	額
	(略)	(略)	(略)
	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者 規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(略)
(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの		(略)

○厚生労働省告示第三百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十七条第三項の規定に基づき、健康保険法第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

健康保険法第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第五項第三号イに規定する当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査により得られた情報とする。

厚生労働大臣 田村 憲久